

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【憲法】

【問題】

いわゆる「二重の基準論」について、以下の1～3の問いに答えなさい。

1. そもそも二重の基準論とは何か。その由来にも触れ、簡潔に説明しなさい。
(配点：15点)
2. 二重の基準論については、それを擁護する学説もあれば批判する学説もある。それぞれについて、簡単にまとめなさい。
(配点：20点)
3. 二重の基準論について、判例はどのような立場を採用していると考えられるか。具体的な判決例にも言及し、説明しなさい。
(配点：15点)

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【行政法】

以下の6項目から4項目を選び、何番の問題を解答するか番号を明記した上で、それぞれ10～15行程度で論じなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。(配点50点〈各項目均等配点〉)

- 1 法律による行政の原理と信義則との関係
- 2 行政裁量に関する判断過程審査の内容と意義
- 3 行政代執行の機能不全の理由
- 4 比例原則における過剰禁止と過少（または過小）禁止
- 5 国家賠償法上の「公務員」概念
- 6 仮の救済制度における「仮の義務付け」の必要性

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【民法】

問題1 (30点)

Aは、Bから動産(甲)を購入する契約(以下、本件売買契約とする。)を締結し、売買代金の全額を支払った。

また、本件売買契約と同時に、Aは、Cとの間で、Bが本件売買契約に基づいてAに対して負う債務についてCが保証する旨の契約を、書面をもって締結した。

その後、Bは、履行期を過ぎても甲の引渡しを行っていない。

Aは、Bの債務不履行を理由として、本件売買契約を解除した。この場合、AはCにどのような請求をすることができるか、説明せよ。なお、Aのした解除は有効であるものとする。

問題2 (20点)

「契約から生じた債務を、債務者が他人に履行させたところ、債務不履行が生じた場合において、債務者は債務不履行に基づく損害賠償責任を負うか」という問題について、次の事例に即して説明せよ。

事例：Pの有する自転車(乙。鍵付き)を賃借したQは、乙をRに転貸したところ、Rは乙に鍵をかけずに駐輪していたため、何者かに盗まれてしまった。Qは、Pに対して乙の返還債務の不能による損害賠償責任を負うか。

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題
(第2次募集)
【民事訴訟法】

【問題】以下の〔設例〕を読んで、〔設問〕に解答しなさい。

〔設例〕

令和元年8月、Xがバイクを走行中、交差点で信号待ちをしているときに、Yの運転する自動車は左方向から右折をしようとしてハンドルを切り過ぎ、Xに衝突し、Xが重傷を負った(以下、「本件事故」という。)。その後、Xの症状は固定したものの、後遺障害が残り、XY間で賠償金に関する示談がまとまらなかったため、XはYを被告として、損害賠償請求訴訟を提起した(以下、「本件訴訟」という。)

本件訴訟では、もっぱらXに生じた損害の額が争点となった。Xは本件事故により①労働能力の喪失による逸失利益、②介護費用、③入院および通院によって生じた治療費が損害として生じたと主張した。Yは、本件事故におけるXの停車位置からして、本件事故が原因でXが主張するほどの損害が生じたとは考えられないと反論した。

〔設問〕 ※ 問1～3は相互に関連しないものとして解答すること。

〔問1〕(15点)

本件訴訟において、XY双方とも過失相殺について特段の主張をしなかったが、第一審裁判所は、証拠調べの結果、X車はYの主張する通りの停車位置にいたと認定し、そうであれば、Xは前方の信号が青に変わる前に停止線を越えていたのであり、Xにも一定の過失が認められると評価して、Xの過失を3割とする過失相殺をした上で、Xの請求を一部認容する判決を言い渡すべきと考えた。

第一審裁判所が上記の内容で判決を言い渡すことは適法か。

〔問2〕(20点)

本件訴訟で、Xは今後の生活のため月20万円の介護費用が生じると主張し、Xの死亡に至るまで、介護費用として月20万円の支払をYに請求した。裁判所はXの主張を認め、YにXの平均余命まで月20万円の支払を命じる判決を言い渡し、確定した。

しかしその後、日本は急激なインフレを迎え、Xの介護に必要な費用が、月20万円から30万円にまで増額した。

上記の場合、XはYの支払う介護費用を増額させるために、どのような手段を用いることができるか。

〔問3〕(15点)

本件訴訟で、Xは労働能力の喪失による逸失利益を月35万円と算出し、Yに対し、Xの就労可能期間中、月35万円を支払うよう請求した。これに対してYは、不法行為により生じる損害賠償請求権は不法行為時点で全額が発生するのであり、逸失利益は一時金賠償の方式しか請求できないと反論した。

本件訴訟の受訴裁判所は、Xの希望する方式で逸失利益の支払を命じる判決を言い渡すことができるか。

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【商法・会社法】

【問題1】 配点：12点

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【設例】

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、公開会社であるが、種類株式発行会社ではない。甲社は、その発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について甲社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更をしようとしている。

〔設問1〕

この場合、甲社は、会社法上、どのような手続を経なければならないか答えなさい。

〔設問2〕

設問1の手続を経なければならないとされている理由について説明しなさい。

【問題2】 配点：18点

次の文章を読んで、後記の〔設問1〕から〔設問3〕に答えなさい。

【設例】

乙株式会社（以下「乙社」という。）は、取締役会設置会社である。乙社の取締役は、A、B及びCであり、代表取締役はAのみである。Bは、丙銀行に対して債務（以下「本件債務」という。）を負っている。乙社は、本件債務を保証しようとしている。

〔設問1〕

この場合、乙社は、会社法上、どのような手続を経なければならないか答えなさい。

〔設問2〕

設問1の手続を経なければならないとされている理由について説明しなさい。

〔設問3〕

設問1の手続を経ずに乙社が本件債務を保証した場合、その効力はどうなるか、説明しなさい。

【問題3】 配点：20点

株式会社が当事会社となる吸収分割について、各当事会社の債権者のうち、どのような債権者が異議を述べるができるか答えなさい。なお、当該債権者は、各当事会社に対して確定額の金銭債権を有しているものとする。解答にあたっては、根拠となる条文を示し、その立法理由も説明しなさい。

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【刑法】

・以下の設問に全て答えよ。

一 以下の問題に解答しなさい。(25点)

XはYを拳銃で殺害しようと考え、Yの目の前に現れて拳銃を構え、Yの心臓を狙って発砲したものの、拳銃の弾はそれでYに全く当たらなかった。しかしYにはY本人と主治医しか知らない隠れた心臓疾患があったため、目の前で構えられた拳銃の発射音による驚愕によって、Yは心不全により死亡した。Xの罪責を論ぜよ(ただし特別法違反を除く)。

二 以下の問題に解答しなさい。(25点)

ある会社に勤めるT(女性)は、かつては「S」という名字であったが、「T」という名字の男性と結婚して「T」という名字になった。それにもかかわらず、会社での通名としては「S」という名字の方が通用していたため、そのまま会社では「S」という名前で仕事をし、会社への出産見舞金の請求書にも「S」という名前を書いて請求を行った。Tの罪責を、「日本の刑法典における『偽造』の定義内容」を明確に示しつつ、検討せよ。

令和6年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

【刑事訴訟法】(配点50点)

次の文書は、**大津地裁令和2年3月31日判決**からの抜粋(一部表記を変更)である。
これを読んで以下の各問に答えよ。(設問番号を記載して解答すること。)

被告人が作成した供述書及び被告人の供述を録取した書面であって、被告人の a 自白 や 不利益事実の承認 を内容とするものは、「任意にされたものでない疑」があると認めるときは証拠とすることができない(刑訴法322条1項)。そして、刑訴法は、任意にされたものでない疑いがある自白の例として、強制、拷問又は脅迫による自白、b 不当に長く抑留又は拘禁 された後の自白を列挙しているが(同法319条1項)、典型的な場合の例示列挙にすぎず、上記疑いがあるとされるのは、これらの場合に限られるものではない。

「任意にされたものでない疑」がある場合に該当するか否かについては、c 任意性のない自白の証拠能力を否定すべき趣旨(人権擁護、違法排除、虚偽排除) を踏まえ、人権侵害及び捜査手続の違法・不当性の有無・程度を中心に据えた上、虚偽供述である可能性の点も付加して、総合的に検討・判断するのが相当である。より具体的には、〔1〕自白供述がされた経緯、過程における人権侵害の有無・程度、〔2〕捜査手続の違法・不当性の有無・程度に加え、〔3〕それらが当該自白供述に与えた影響の有無・程度(因果性)、〔4〕それらの事情により虚偽供述が誘発されたおそれ等の事情を総合考慮して判断すべきである。そして、その際には、捜査機関側の事情のみならず、供述者側の事情、例えば、年齢、精神障害の有無・内容も考慮しつつ、具体的かつ実質的に判断すべきであり、外形的には自発的に供述されているかのように見える場合でも、実質的には、違法、不当な捜査手続等によって誘発されたものであるとして、任意性を否定すべき場合もあり得る。……

そこで、以上の事情を総合して評価すると、本件における防御権侵害や捜査手続の不当・不適切性は、これらを主たる理由として任意性を否定されたこれまでの事案ほどに深刻なものとはとはいえないとしても、被告人の特性・恋愛感情やこれに乗じて被告人に対する強い影響力を独占してその供述をコントロールしようとする警察官の強固な意図と相まって、虚偽供述を誘発するおそれがあるものであったというべきであり、かつ、現に明白な虚偽供述を含む本件自白供述を誘発した疑いが強いというべきである。防御権侵害及び捜査手続の不当・不適切性の有無、程度等の捜査機関側の事情に加え、知的障害・愛着障害等の特性や恋愛感情等、供述者たる被告人側の事情をも含む、上記供述がなされた経緯、過程に関わる諸事情を総合すると、本件自白供述は、実質的にみて、自発的になされたものとはいえず、上記防御権侵害や捜査手続の不当・不適切性によって誘発された疑いが強いというべきであるから、「任意にされたものでない疑」があるというべきである。

問1 下線部 a につき、「自白」と「不利益事実の承認」の意味の違いを説明せよ。(10 点)

問2 下線部 b につき、刑事訴訟のための身体拘束が不当に長くなることを防ぐために設けられている刑事訴訟法上のルールや制度を列挙せよ。(15 点)

問3

(1) 下線部 c につき、自白法則の趣旨を、虚偽排除、人権擁護又は違法排除とするそれぞれの立場に沿って説明せよ。(15 点)

(2) 本判決は、「防御権侵害や捜査手続の不当・不適切性は、これらを主たる理由として任意性を否定されたこれまでの事案ほどに深刻なものとははいえない」と述べつつも、結論としては、「供述者たる被告人側の事情をも含む、上記供述がなされた経緯、過程に関わる諸事情を総合すると、本件自白供述は、実質的にみて、自発的になされたものとはいえず、上記防御権侵害や捜査手続の不当・不適切性によって誘発された疑いが強い」ことを理由に自白の証拠能力を否定した。本判決は、自白法則の趣旨につき、これまで以上に人権擁護及び違法排除の観点を重視する立場と評価することはできるか、(1) の解答を踏まえつつ論ぜよ。(10 点)